

令和8年度和歌山県会計年度任用職員（不登校児童生徒支援員）追加募集要項

和歌山県教育委員会では、県内の公立小学校、中学校及び義務教育学校における、不登校の未然防止及び解消を図るため、不登校児童生徒支援員を次のとおり募集する。

1 募集要件

令和8年5月31日時点で、地方公務員法第16条の規定に該当しない者のうち、以下のいずれかの要件を満たす者

- (1) 1年以上の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）及び地方公共団体が設置する図書館、博物館、公民館その他の教育機関（学校を除く。）において教諭、その他、児童生徒に接する業務に従事した経験がある者
- (2) 1年以上の民生委員、児童委員及び主任児童委員等福祉の分野の業務に従事した経験がある者
- (3) 1年以上の学校運営協議会委員、PTA役員又は学校ボランティア等において学校の教育活動にかかわった経験がある者

【参考】地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 職務内容

不登校児童生徒支援員は、配置校等の校長等及び配置校等を所管する教育委員会の指揮監督の下に、以下に掲げる職務に従事する。

- (1) 学校に登校しても、教室に入れない児童生徒への支援
- (2) 教育支援センターでの支援
- (3) 教職員等との情報共有及び支援に係る準備

3 勤務条件等

- (1) 任用期間 令和8年6月1日から令和9年3月31日まで
※欠員状況の有無、本人の勤務実績等により、3回まで再度の任用を行う場合がある。（最長4年間）
なお、期間を定めての任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではない。
- (2) 勤務先 県内の公立学校（小学校、中学校）
- (3) 採用予定人員

	伊都地方（九度山町）	西牟婁地方（田辺市）
小学校	若干名	—
中学校	—	若干名

※採用予定人員数は、採用選考申込者の選考結果及び勤務可能地域等により変動する場合がある。

- (4) 勤務時間 1日当たり4時間
- (5) 勤務日数 年間174日
- (6) 報酬
- ・時間額1,231円から1,400円の間とし、経験年数により決定する。
※上記報酬額には地域手当相当額を含む。
 - ・費用弁償（通勤手当相当分）
交通機関又は交通用具を使用して通勤する場合で、通勤距離が片道2km以上の場合は、移動方法・通勤距離に応じて費用弁償（通勤手当相当分）を支給する。
 - ・期末手当
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めに従い支給（1.2625月分を年2回（6月及び12月）に支給。）ただし、勤務日数等に応じ、支給額が異なる。
 - ・勤勉手当
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めに従い支給（1.0625月分を年2回（6月及び12月）に支給。）ただし、勤務日数等に応じ、支給額が異なる。
 - ・支払日 翌月第8金融機関営業日
（令和8年4月現在）
※上記の報酬等の記載内容については、今後、条例の改正に伴い変更する可能性がある。
- (7) 休暇
- ・年次有給休暇 あり
 - ・特別休暇 あり 忌引休暇、病気休暇等
- ※年次有給休暇及び特別休暇の付与日数は、任用期間や勤務日数等により異なる。
- (8) 服務 地方公務員法の次の各規程が適用され、違反した場合は、懲戒処分等の対象となる。
- ア) 服務の根本基準
 - イ) 服務の宣誓
 - ウ) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 - エ) 信用失墜行為の禁止
 - オ) 秘密を守る義務
 - カ) 職務に専念する義務
 - キ) 政治的行為の制限
 - ク) 争議行為等の禁止
- (9) 条件付採用 採用（再度の任用も含む。）は、すべて条件付きのものとして1か月（実勤務日数が15日以上）を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となる。
- (10) その他
- ・勤務する日は、職務の性質上、児童生徒に対する支援、教職員等との情報共有及び支援に係る準備を継続的にきめ細かく行う必要があるため勤務先の校長の定める年間勤務計画に基づいて勤務を行う。
 - ・不登校児童生徒支援員は、和歌山県教育委員会が主催する連絡協議会及び研修会等に出席するものとし、当該日は勤務日として取扱うものとする。

4 応募方法

- (1) 和歌山県会計年度任用職員（不登校児童生徒支援員）採用選考申込書（別記様式）に必要事項を記入し、下記担当宛て**簡易書留**で郵送すること。
送付先 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県教育庁学校教育局教育支援課
不登校児童生徒支援員担当者 宛

(2) 募集要件を満たすことを証明する書類（写し）を添付すること。

ア) 上記1 (1) に該当する者は、勤務校又は勤務先の在職証明書等

イ) 上記1 (2) に該当する者は、勤務先の在職証明書等

ウ) 上記1 (3) に該当する者は、1年以上学校の教育活動に関わった経験のわかる書類

※採用が決定した時点で、当該資格等の証明書と現在の氏名が異なる場合は、本人と証明できる証明書（写し）を提出すること。

(3) 封筒の表に「不登校児童生徒支援員申込」と**朱書き**すること。

※応募の際に提出した書類は返却しない。

5 募集締切

令和8年5月11日（月） ※必着とする。

6 選考方法

合格者は、書類審査及び面接試験の結果で決定する。

採用面接日及び会場

令和8年5月20日（水）

〔紀南会場〕和歌山県立情報交流センターBig・U（田辺市新庄町 3353-9）

令和8年5月21日（木）

〔紀北会場〕県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛（和歌山市手平2丁目1-2）

※面接が可能な日及び希望会場を選択する。

※面接時間等については、郵送又は場合により電話にて連絡する。

7 選考結果

面接後15日以内に郵送により通知する。

8 任用等

通知後、本人の希望による配置校の変更希望は認められない。

9 注意事項

- ・採用選考申込書等に虚偽の記載があった場合は、すべて（受験資格、採用等）が無効となる。また、合格後、非違行為その他採用することが適当でない認められる事由が判明した場合は、合格を取り消すことがある。

この要項についての問い合わせ先

和歌山県教育庁学校教育局教育支援課児童生徒支援班 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-3693 / FAX 073-441-3697
